

全議案、原案通り可決！

(採決表P3)

国保税据え置き！

平成28年度の国民健康保険税は、前年度に引き続き据え置きとなりました。据え置きで見込まれる不足分に一般会計から国保の支払い準備基金へ繰り入れを行い、不足が生じたら基金を取り崩して充てる方針です。



6月
定例会

平成28年第2回定例会が6月9日～24日まで開催されました。9日初日の本会議で、町長から繰越明許費の繰越計算書2件・専決処分2件・町道認定1件・補正予算2件の議案が上程され、16日(2日目)の本会議で、議案に対する質疑・討論の後、採決が行われ、すべての議案が原案通り可決されました。その後、追加議案で、条例改正1件・補正予算2件が上程され、最終日の24日、質疑・討論の後、採決が行われ、原案通り可決されました。請願1件は、第1常任委員会でも審査した後、本会議で採決が行われ、反対多数で不採択となりました。

一般会計補正予算の主な内容

◎6月9日提出・16日採決の一般会計補正予算(第1号)は、84億17万円増額で、補正後の総額63億117万円となりました。

○国の地方創生加速化交付金等で2080万円、○繰越金で3923万円、○雑入で2250万円(中電より遊歩道改修負担金)。

○企画総務費の地方創生事業で2414万円は、委託料1180万円、

○農業振興費で中山間地域等担い手収益力向上支援事業費補助金115万円、茶茗館加工

○その他、債務負担行為の補正で、次の2件が追加されました。

①川根高校南麓寮増築棟賃貸借契約(29～33年度)5055万円)。

②文化会館自主事業パートナー事業(29～33年度)2310万円)



かわね留学生の南麓寮(元徳山診療所)

特別会計補正予算

◎いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、29万2千円増額し、補正後の総額4739万円とするものです。主な内容は、いやしの里診療所をふじのくにネットに加入する負担金24万円と通信運搬費5万2千円を一般会計より繰り入れるものです。

◎川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

高額所得者の賦課限度額の引き上げ。医療分で52万円を54万円に、後期支援分で17万円を19万円に、計4万円引き上げ、総額85万円から89万円になります。

条例の一部改正

◎4月1日施行の条例2件の専決処分の承認。

①川根本町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴う非課税施設の拡充など。

②川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国の改正に伴い低所得者の保険料の5割・2割軽減対象の所得を引き上げ軽減の拡充。

6月16日(2日)

提出・24日採決の一般会計補正予算(第2号)は3331万円増額で、補正後の総額63億3448万円となりました。

歳入の主な内容は

国県支出金323万円、繰越金で3007万円。

歳出の主な内容は

○国民健康保険特別会計繰出金2731万円
○林業費で国の地方創生交付金を活用した木材活用調査委託料600万円。

○川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

28年度の国保税率を据え置くことで、不足分を一般会計より繰り入れ、一旦、基金に積んで不足分に充てる。補正額2675万円増額し、補正後の総額を10億3995万円とする。

その他の議案

○町道路線の認定。路線名(高郷八代郷支線)

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

町の部(欠員1人)

候補者(川根本町)

太田侑孝氏 11票

候補者(清水町)

森野善広氏 1票

請願審査

○「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願が島田民主商工会婦人部より提出され、紹介議員に鈴木・芹澤・蘭田の3人が連署。第1常任委員会では審査しました。

家族労賃を経費に認めない条文の廃止を求めるもので、「経費にできる青色申告があるので廃止する必要はない」「専門的な知識が必要」などの意見が出され、不採択となりました。

採決表

議案(6月16日審査結果)	蘭田	坂本	野口	根岸	芹澤	山本	中田	小藪	森	鈴木	中澤
承認第3号専決処分(川根本町税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第4号専決処分(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成28年度川根本町一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案(6月24日審査結果)											
川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
平成28年度川根本町一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×

※議長は採決に入りません

国保税条例の賦課限度額の引き上げに

反対!! 鈴木多津枝

昨年度の4万円引き上げに続き、今年度も4万円も引き上げるのはひどい話だ。対象者も少なく増収額は17万円ほどしかなく、効果より増額となる方の打撃の方が深刻。限度額は町に決める権限があり、税率を据え置く当期で、わずか数人の高額所得者へ負担増を強いる理由は全然ない。

賛成!! 中澤 莊也

法定限度額の幅、時期というものは、市町で判断することができると言う事が法律にも定められており、それに基づいて行われるものであり、国保被保険者の負担能力を考えた場合の限度額の増であり、国保保険料の平準化につながると判断し、国保条例の一部を改正する条例に賛成しました。

所得税法第56条の廃止を求める請願に

賛成!! 鈴木多津枝

家族従業者の8割が女性の現状で、配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いを必要経費に算入しないという条文自体が個人の尊重や法の下の平等、両性の平等、生存権、労働の権利、財産権などを定めた憲法違反も甚だしく国際社会的にも廃止は当然。

反対!! 小藪侃一郎

一昨年1月法改正で白色でも記帳が必要となり、青色との差はほとんどなくなった。青色申告では単式簿記でも10万円の所得控除もあり「家族従業者の対価は必要経費に」という求めにも答えるもので、青色申告制度が確立されている現状での意見書提出を求める請願には同調しかねます。